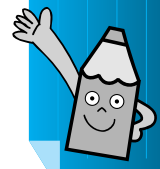




教育委員会 Information



今月号は、7月に開催されました第7回定例教育委員会と第3回臨時教育委員会の報告をします。

第7回定例会報告

7月20日開催

議事

・今津西小学校椋川分校の廃止について
事務局からの議案説明
この案件は、高島市今津町椋川1253番地の高島市立今津西小学校椋川分校を廃止するものです。
椋川分校は、平成元年4月1日から18年間休校状態にあり、今後も開校の見込みがありません。
このような状況の中、総合教育機関である(株)ECCから市に対して、椋川分校の校舎を借用し、「株式会社建による広域通信・単位制高等学校」を開設したいとの申出がありました。
市では、地域への経済効果や人的交流による活性化、自然体験を活かした教育の場として適

切であると判断し、これまで椋川区民や関係機関と協議を進めてまいりました。また、本年7月4日、『高島環の郷教育特区』として国の「構造改革特別区域計画」の認定を受けました。教育委員会事務局として椋川分校を廃止する一定の条件が整った判断をしました。

(委員からの意見)

現在計画されている高等学校が椋川地域の温かい応援の中で運営されることを望みます。
この地域に居住し、将来、就学を迎える子どもたちの保護者と再度話し合い、椋川分校への就学の希望の有無を書面で確認してほしい。
※後日、臨時教育委員会を開催し再度協議することしました。

協議・報告

・高島市立学校結核対策委員会設置要綱の一部改正について
学校医部組織の廃止などによ

り、この要綱に規定されている「学校医部の代表」を「学校医の代表」に改めました。
・高島市スポーツ振興関係補助金交付要綱の一部改正について
社会体育施設に加え、社会教育施設を使用した時も補助対象とすることや、事業実績報告書収支予算書等の提出について規定しました。

・第2回びわこ全国青少年演劇祭について
「びわこ全国青少年演劇祭」は、青少年を活動の主体とする劇団などが高島市に集い、お互いの舞台公演やワークショップなどを通して交流する事業です。2回目となる今年は、市内から演劇劇団つばめ、安曇川高等学校演劇部が、また、京都をはじめ、東京、三重、富山の劇団などが出演しました。
(8月17日(金)～19日(日)実施済)

・継体天皇即位1500年記念事業について
○謎の大王 継体天皇と鉄「鉄」への体験 9月22日(土)
○継体朝前夜を観る・語る
高島の自然の景観を観ながら

継体朝を語る 9月29日(土)
○高島歴史フォーラム継体天皇と古代高島 9月30日(日)
※この事業は、継体天皇即位1500年記念事業実行委員会が実施します。

第3回臨時会報告

7月25日開催

議事

・今津西小学校椋川分校の廃止について
7月20日の定例教育委員会で提案された本議案について、対象となる保護者の方から、椋川分校への就学を希望しない旨が書面提出されたため、全員一致でこの議案を承認しました。



今津西小学校椋川分校

教育委員会Informationに対するご意見等は、高島市教育委員会事務局教育総務課 ☎(32)1132 までお気軽にお寄せください。

国保年金あらかると

加入保険が変わったら 異動届を忘れずに!

国保や老人保健でお医者さんにかかるときは、必ずあなたが加入している健康保険証や医療受給者証などを病院の窓口へ提出してください。
老人保健受給者は、国民健康保険か、ご家族が加入されている社会保険などの被扶養者として加入されています。
もし、国保から社会保険などに変わったときや、ご家族が転職されて加入保険が変わったときは、国保や老人保健の異動届をしてください。

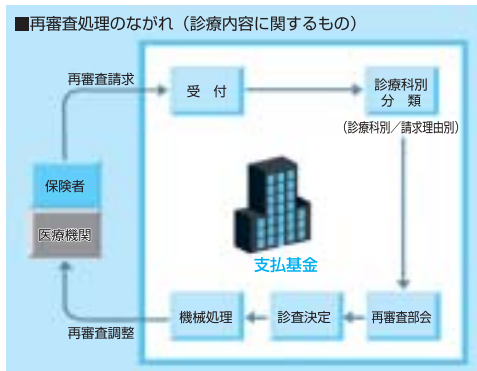


医療費はどのように 医療機関に支払われるの

あなたが病院などで受診されると、病院や薬局などからは毎月1回、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会へ、診療報酬明細書(レセプト)で医療費の請求がされます。

保険証の記号番号や診療内容に誤りがないかなど審査され、誤りがなければ市町から振り込まれた医療費から、請求された翌翌月に病院などに支払われる仕組みになっています。

内容に間違いがあると図のように再審査が行われ、あなたが申請された高額療養費などの支払いも遅くなってしまいますので、忘れずに異動届をお願いします。



● 届出は 各支所住民課・保険年金課
● 持参するもの 印鑑・保険証・医療受給者証

☎保険年金課 (20)8-1-37

年金時効特例法について

年金時効特例法が制定され、7月6日(金)から施行されました。
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分も含めて、ご本人または遺族の方へ全額をお支払します。

◇今までは
年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払していました。
◇これからは
年金時効特例法の成立により、過去に消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払します。

手続き方法など、詳しくはお近くの

年金記録に関する問い合わせ先

社会保険庁では、年金記録照会専用のフリーダイヤル「ねんきんあんしんダイヤル」で皆さんからのご相談を受け付けています。
「ねんきんあんしんダイヤル」
0120-657830
(フリーダイヤル)

《受付時間》
24時間、土・日曜日・祝日も対応

社会保険事務所または「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。
また、社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でのご案内があります。
☎ 大津社会保険事務所
077-1521-1184
ねんきんダイヤル
☎ 0570-051165

Information

予約年金相談をご利用ください

日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)
8時30分～17時15分
場所 大津社会保険事務所
大津年金相談センター

※大津社会保険事務所では、毎週月曜日(祝日の場合は翌日)は19時まで延長しています。
毎月第2土曜日(受付は16時まで)にも相談を実施しています。
予約は、予約専用番号へお電話ください。

9月の年金相談日

●安曇川支所 9月 5日(水)
●新旭公民館 9月20日(木)
※予約は、予約専用番号へお電話ください。
☎077(521)1489(予約専用)
大津社会保険事務所